大正四年六月二十一日第三種郵便物認可（毎月一回一日發行）

京都帝國大學經濟學會

經濟論叢

第三十三卷　第三號

昭和六年九月一日發行

論叢

家屋稅の累進……法學博士　神戸正雄

長期波動について……文學博士　高田保馬

時論

恩給の改革……法學博士　神戸正雄

研究

米穀を通じて見たる朝鮮と內地との關係……經濟學士　八木芳之助

一般的均衡體系と交換方程式……經濟學士　柴田敬

信用擴張と銀行流動性……經濟學士　中谷實

農家における米の販賣……經濟學士　谷口吉彥

說苑

近江商人と地方金融……經濟學士　菅野和太郎

パースンスの『景氣豫測』……經濟學士　桑原晉

最近の獨逸財政……經濟學士　大谷政敬

植民地鐵道政策の意義について……經濟學士　金持一郎

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

（禁轉載）

第三十三卷　三五六　第三號　四〇

時論

恩給の改革

神戸正雄

序說

政府は行財政及税制整理を斷行するといふ。掛聲は如何にも大いが、何を産み出すか。大山鳴動したけれども鼠一匹といふ事もある。其のやうな事に終らぬやう祈つて已まない。其中に色々の問題の數多くあるが中にも、恩給の改正の如きは、我れ人ともに興味をもつ問題で、之が改正の次第によりては、恩給亡國の悲鳴も消散しやう。洵に此恩給は年々累增し往きつつある。昭和六年度の豫算によると一億三千六百萬圓にも上ぼるが、五年前の大正十五年(昭和元年)度にては一億二千萬圓に過ぎなかつた。勿論此は獨り我邦のみの事ではなく、他の國にても齊しく困まつて居ることだが(註一)、特に我邦としては、今日、財政豫算は益々緊縮し切り詰めなくてはならぬ

必要に迫まられて居るの時であり、貨幣價値は前よりは著しく上ぼつて居り其點からいふと、恩給は大に減退して居なくてならぬ釣合となるに、却つて此が益々殖へるといふのでは、何としても困まつた問題でなければならぬ。さりとて之を不合理なる方法にて緊縮減少するといふことは出來ぬ。然らば此財政に於ける癌といふべきものを何ら手術するか。政府には何か成案があるのだらうが、實の處、此は兼ねてからの懸案であつて、何時もまとまりかけては成立しなかつたといふことだ。其は之を取扱ふ人自ら役人で、自分自身の利害に關するから、そして近代の邦人は私慾に捉はれて事を考ふるの弊が大で、勞働者資本家然り、そして役人また然りといふ時代だから、到底、完全な改正案は出來ぬであらう。併し此は國家組織上の重大問題で、等閑視すべきものではないと思ふから、私は(私自らも實は利害干係者だが)出來るだけ公平冷靜の態度を以て、聊か此問題を取扱つて見やうと思ふ。

(註一) 例之、英國の如き戰爭恩給、武官恩給及文官恩給を合計するときは、今日殆んど一億磅卽ち我が十億圓にも上ぼるといふことだ。[1]

第一　恩給の性質

(一)現在に於ける恩給の性質——問題となるのは、第一に現在、恩給は如何なる性質のものか、其を改めるの必要なきかといふことである。

(A)最普通の考方に依る恩給の性質——其は恩給を以て官吏の俸給の一部と見る(註二)。卽ち此見

1) Heyer, Das britische Finanzsystem. S. 71.

地からすれば官吏と國家との關係は、相互信認の干係であり、國家は官吏の忠誠奉公を信認し、官吏は國家の生活保障を信認する。官吏をして奉務中、一生懸命に其職務を盡さしめる爲めには其の後顧の憂なからしめなくてはならぬ。其の爲めには現官中のみならず、退官後にも或相當なる生活を保障して恩給を與へなくてはならず(註三)、卽ち現官中に俸給の全部を與ふる代りに其一部を恩給として退官後に延ばしたものである。國庫納金が伴ふので、其と關聯して、恩給が養老保險又は終身年金のやうにも見へるけれども、其とは異る。斯かるものとしては、納金額が不精確であり又むしろ不十分である(註四)。少くとも現在の制度の下にては、卽ち根本的にかかるものであるやうに改定しない限りは、之を終身年金又は養老保險といふことを得ない。又納金を取ること自身が問題である(註五)。

(註二) 諸多の學者之と同見である。例之、ロッツは、公勤務の特段なる點は、全給與の一部が勤務中に支拂はれず、現務を止めた後に追加的に恩給の形にて且つ官吏本人の死後、遺族扶助料として拂はるゝことだといひ、ベラフエルデスは、恩給にて俸給以上に與へられる支拂を認めない。却つて俸給の一部の返還を認める。つまり恩給は現官の俸給中から分別された部分であつて退官してから初めて歸屬するものだと爲し、チスカは、官吏の俸給は其勤務に對する報酬の唯だ一部に過ぎない。其の他部は、彼の地位の解離されない性質、彼の老癈に對する保障、並に其死後遺族の保障といふことにありと爲し、ハインも、本來、恩給は俸給中から留保された部分であつて、退官後初めて拂はるゝものだといひ、ロッシャーは恩給は俸給の延ばされたる部分と見なくてはならぬと爲し、ジエーゾも、本來の恩給は繼續し且つ輕減された俸給である。特に英國法の精神では、普通の俸給は恩給を見越して減少された給料だと爲し、ケッペは、公勤務の性質上、俸給が官吏に一部、退役後初めて拂はるゝ理由がある。其が休職給、恩給の形にて現はれる。で恩給は全俸給の一部であつて、其支拂が勤務不能の出現及確定の時まで延ばされたものだと爲し、ワグナーも、恩給は全俸給(トータルゲハルト)の一部で官吏が嘗て在任したるの理由によりて、現役を終局的に止めた後に、通例一生涯、又は一定期間受くるものだ。恩給は

つまり正當なる俸給政策の原則に基き、官吏への延ばされたる俸給に外ならぬといふ。尙ほエーベルヒも、稍々不明ではあるが、其趣旨のことをいふて居る。曰く、國家が其役人の營利不能時の爲め及其遺族の爲めにする、恩給、休職給、遺族扶助料の形にての世話が、國家官吏の俸給の、同等の民吏の其よりも低いことの理由となる。何ぜとなれば民吏は、其俸給の一部を此目的の爲めに貯蓄し、自ら恩給及遺族扶助料の世話をしなくてはならぬからと。[2]

(註三) ケッペは、國家と官吏との關係は、其內部の本質に依れば相互信認の關係であつて、官吏の給付は、義務觀責任觀及公平無私の高度のものを伴はなければならぬと爲し、ロッツは、官吏の關係を考ふるには二の互に異つた立場がある。一は、純經濟的見解で、其によると、官吏の全給與に、勤務の全體に對する代價を認める。他の見解にては、官吏の地位には官吏の特段なる義務と、官吏の在官中及退官中、官吏の地位に相當したる生活を保障し、且つ官吏の死後遺族の世話を伴ふ所の、雇主としての公共團體の義務との、生涯の相互的忠實關係が基づけられることから出發すといふ。[3]

(註四) 此國庫納金は我國にては武官にはなく、文官には僅かに百分一で、不十分なものである。外國にては獨、白、英には之を缺き、米國では俸給の百分二半、佛國では百分六である。[4] 百分六でも取れば十分だらうが其他にては不十分である

(註五) ジェーヅは、本來の恩給は終身年金又は生命保險とは混同してはならぬ。終身年金又は生命保險は專ら掛金により計算されるのに、本來の恩給は、絕對に此掛金(納金)とは獨立したものだと爲し、ベラフエルデスも、恩給は俸給の延ばされたる部分だといふ原則から出發すると、往々にして全く存しない恩給基金の爲めに、俸給中から又は時として增給中から控除の爲されるといふ處置は正當でないといふ。[5]

(B) 官吏在勤中に失はれたる營利生活力の喪失に對する補償——といふ見方もある。此に一面の直理はある。實際、官吏が官吏として其壯年期、卽ち其最盛期を献げた爲めに、然うでなかつたならば、何等か適當なる營利生活に入つて、成功を收め、財產をも作り、餘生を充實することが出來たであらうのに、其を得なかつたに對して補償するのだ。其代りに國家が其恩給によりて官吏の餘生を充實するのだとも見るので、其れに尤もな點もあるけれども、此官吏以外の營利生活とて皆が皆まで成功すると限らず、時の利を伴はなければ、能力はあり努力も拂はれても尙且つ

2) Lotz, Fw. 2 Aufl. S. 228. Bela Földes, Fw. 2 Aufl. S. 124. Tyszka, Fw. 2 Aufl. S. 63. Heyn, a. a. O. S. 14. Roscher, Fw. 5 Aufl. II. S. 172. Jèze, Cours de finances publiques 1928—1929, p. 140, 151. Köppe, Versorgung der Ruhestandsbeamten. (Hwb. der Stw. 4 Aufl. VIII.) S. 663, 666. Köppe, Besoldung und Besoldungspolitik. (Hwb. der Stw. 4 Aufl. II.) S. 607. Wagner, Fw. 3 Aufl. I. S. 350, 375—6. Eheberg, Fw. 18 & 19 Aufl. S. 49—50.

酬ゐられぬといふことが少からず、全體からいふと大多數の不成功、少數の成功といふのであらう。然るに官吏たるが爲めに、凡べて少數の成功者なみに、晩年の生活を保障しては、聊か均衡が取れない。或は其れだからして官吏と否とを問はず、凡べて或期間に相當の保險料を拂はしめて、又は之を拂はしめずして、一定老年に達すれば之に養老年金を拂ふといふことにしやうとの考も出るが、其は兎に角とし、右の壯年期の營利生活力の喪失からして、官吏のみに恩給を與へては不公平であるといふことになる。又、實際について見ると、官吏在勤中に得たる智識經驗其他の便宜を、退官後に利用して、有利なる地位に就き又は有利なる營業を營んで盛に營利するもあるし、又、早く退官したる者例之、三十臺の若い時に退官したものの如きは、一向に其營利生活力を官吏生活をした爲めに失つたといふほどの事はなく、隨つて此等の場合には、夫の營利生活力喪失の前提を缺くことになる。だからして恩給はかく官吏の營利生活力の喪失に對する補償と見ず官吏をして其職務に忠實ならしめる爲めの國家の利益上、又はむしろ官吏の義務に對する國家の義務として定めた制度と解する前の見解の方が採るべきである。

(C) 官吏在勤中の忠勤に對するの報償又はむしろ賞與——と見るも一の見解ではある。此に尤もな點もある。積極的に拔群の功績を立てた官吏への其々の恩賞はいふまでもなしとして、單に消極的にもせよ、長年の間、無過失で誤りなく勤め續けたといふことは、矢張り一の大な奉仕ではあり、手柄でもある。之を國家が見逃してはならず、恩給を以て之を賞し且つ酬ゆるといふにも相當の理由はある。併し所謂、特別なる恩賞としては、何か積極的なる目立つた手柄がなくては

3) Köppe, Besoldung & c. S. 605. Lotz, a. a. O. S. 229.
4) Jèze, l. c. p. 151, 152. Allix, Traité élémentaire de science des finances. 5 éd. p. 886.
5) Jèze, l. c. p. 140, 141. Bela Földes, a. a. O. S. 125.

問題とならない。單に消極的に無過失に長年勤めたといふのでは、其は單に官職に屬する當然の事を行ふたのに止まり、其は既に普通の俸給によりて酬ゐられて居る筈である。其れだけの爲めに其俸給の外に、或賞與を與へるのは當を得ぬものとしなければならぬ。で矢張り恩給は最初に擧げた見解に戻りて單に廣義の俸給の一部と見るが良いといふことになる。

(二)改正案と其當否

(A)改正の提案——此に問題は、右、現在の恩給の性質を改めて、此を一の保險とし養老年金保險としては何うかといふ事である(註六)。其は官民共通制度の一部とすることも出來るし、官吏のみの制度とすることも出來るが、暫らく官吏のみの制度とするとして、國家は官吏の在官中、普通俸給の中から保險料金として相當の納金を取り(結局今日の納金を相當計算の基礎の上に增加して定める)、退官後、終身一定年金を與へるか、或は退官の際に一時にかためて金を與へるか、其の何れを採るかは之を本人に選ましめる。早く退官し、或資本を以て營業をしやうといふものは後者を選むであらう。

(註六) ワグナーは、恩給は、直接の國家の支拂の代りに、私經濟保險的の制度(終身年金保險)によりても與へられることを得として居るが、實際、官吏の爲めの終身年金制が一八九八年以來カナダ、一八八六年來、ニュージーランドに行はれ、ニュージーランドにては、一九〇七年法にては、退官年を六十歳とし、三十歳以前に就任したる文官の爲めには、俸給控除金を五%とし、三十五歳以前に就任したるものにては、右に一%を加へて六%とし、四十歳以前に就任したるものには今一%を加へて七%とし、……五十歳以後に就任したるものには一〇%とする。[6]

(B)其當否——

6) Wagner, a. a. O. S. 375. Jèze, l. c. p. 145, 146.

(い)其長所――此制度は絶對に惡いとはいへない。此が合理的で、公平で、そして經濟的であり、隨つて現代的だともいはれる(註七)。

(註七) 恰かもジェーゾは、官吏及其家族の爲めの終身年金又は生命保險は簡單にして公正、經濟的にして財政上の危險もなく且つ容易な制度だといふて居る。[7]

(ろ)其短所――併し此に依るときは、一方財政上からしては恩給支出は減ずるけれども、他方、官吏の俸給を今日よりも多く拂はなくてはならぬことになるので、得る所なきことになるし、恐らく此制度を取れば之が加入、隨つて官吏の此が爲めの納金を强制するであらうが、一方、折角保險の制度を採りつつ、之を强制加入として、其必要を認めぬ境過にある官吏にも加入せしめるのは彼等の自由を拘束し、時としては彼等に經濟上の不利を與ふることともなる。さうかといふて之を自由のものとすれば、全く私經濟上の制度となり、此に偶々加入しなかつた者にして事實上、退官後、生活の不安を感じ非常に困窮したものがあつても之が救ひやうもなく、其爲めには官吏隨て國家の體面を傷けるといふことにもなる。又、保險の制度としては保險金支拂の原因が自然的事象にかかり、人爲にて左右し難きものたるを要するのに、退官といふことには老年(例之、六十歳になつたとか)又は疾病などの如き自然の出來事にかかるもののみでなく、本人の都合とか官廳の都合とか制度の改正とかいふ人爲的に左右し得るものにかかることがある點からいふと、保險としては性質上不適當である。[8] つまり保險にては一部の退官者には適するけれども、全き退官者の生活保障とはなり得ぬ。一見、公平且つ合理的のやうであつて、實は必ずしも然ら

7) Jèze, l, c. p. 145.
8) Wagner, a. a. O. S. 375.

ずといふことになる。そして此制度に依れば官吏は恩給を以て自己の爲めにする經濟制度と見ることになつて、其を以て當然の收得と爲し、國家に對し感謝の意を表さぬやうにもなり、彼等の忠誠なる勤務を刺戟するの效を失ふことにもなる。夫の我邦に現存する納金を多少引上ることは財政事情によりては已むを得ぬとしても、之をあまりに高くして保險料に近からしめることは自ら折角の恩給を、保險と混同せしめる嫌もあり、避けたが良い。それから恩給を養老年金として一般的のものとするときには、自ら官吏の地位が自由契約に因る一般雇傭干係と同一のものになるが、然るときは又、官吏にも同盟罷業權を認めざるを得ざることになり、其れでも良いのだといふのも一の考方ではあるが、私としては、官吏には從來の傳導的なる服務規律に從ひ且つ生活の保障を附せられたる特殊の地位を保存したきものであり(註八)、其の爲めにも之を保險に改めぬが良いと考へる。

(註八) エングリスは、官吏の地位は、自由競爭及自由契約によりて成立するものでなくして、一方的に國家から定められたる規範に從ふものだ。官吏には同盟罷業權が相當せずと爲し、チスカも、官吏の本質は、法律によりて確定されたる生涯解雇されざる地位にある。同盟罷業權も官吏には許さるゝことは出來ないと爲し、ロッツは正官吏には、他の國民と同樣に、職業利益共同を作る權利だけは通例與へらるゝけれども、同盟罷業權は與へられないといふ。[9]

第二　恩給の條件及高さ

(一)條件——恩給は國によりては色々に之を分けて居り、且つ傷害癈疾の爲めの增加恩給の如き特殊のものもあるけれども、其等は特別の事情に出づるもので、暫らく之を別とし、此には普通恩

9) Englis, Die öffentlichen Ausgaben. (Hdb. d. Fw. I.) S. 329. Tyszka, a. a. O. S. 63. Lotz, a. a. O. S. 228—229.

給についていふが、其れにては老いたる一定年齢と在勤期間の相當の長さとを要件とするか、或は單に相當長さの在勤年期のみを要件とするかが問題となる。尤も制度としては普通恩給と特殊恩給と區別せずして關聯せしめて定めることを得る。

(A) 一條件か二條件か——我國にては普通年金は文官十五年、武官十一年の在勤勤間のみにて足るとして居り、米國も文官十五年として居るが[10]、其れではあまりに若き年の者にして恩給を受くるやうになり、其爲めに受恩給者が多くなつて、財政上の累を加へるから、其點からしても痛切に之が延長が希望せらるるが、其ばかりでなく、一方には官吏其人の經濟上の利益、隨つては一般國民經濟上の利益からいふても、官吏其人が爲めに折角の壯年期に官を退いて其後は專ら消極的に生活することになり、全體及各人の經濟の進捗を妨げることにもなる。或は其若年にして退官したる人か恩給を受けつつ、他の職務にも就きて二重取りを爲すことも生じ、卽ち生活保障の必要なき人に生活保障を爲すの不合理に蹈り、不公平となるといふこともある。其れで此不合理不公平を除かうとすれば、恩給と合して一定額以上にも上ぼる所得を擧ぐる地位に就きたるときは、其超過額に達するだけ、又は其半額に達するだけ恩給を削減するといふやうな制度を取り(註九)、又は其他類似の制度を附帶せしめることも出來る。或は之を單に地位に限らず、凡べての營業職業、財産にも及ぼすことを得るが、併しさうなると財産については他人名義を濫用するものも出來、營業や職業にては所得の變動甚しく、前記の計算が面倒となるのみならず、逋脫の弊を增長することにもなる。地位(卽ち俸給給料手當を伴ふ)の場合が比較的明瞭であり且つ固定性

10) Jèze, l. c. p. 149.

をも有つが、隨つて假りに此れだけに限るとしても、かかる制限をつける爲めに、折角、能力ある者の活動して國民經濟上又は社會上に貢献しやうといふのを抑制するといふ不利がある。營業職業により得る所得を計算に入るるとしても同樣の弊を避くるを得ぬ。財産所得を計算に入るるときには、官吏が在官中出來るだけ節約して退官後の生活を一層充實しやうといふのを抑ゆることにもなる。だからして此退官後に官吏の他方から收める所得を考慮せぬ方が簡易であり、且つ彼等の努力を促がす所以で、つまり經濟上有利でもある。そしてかかる二重取の不合理を避け且つ退官後專ら消極に生活するの弊をも避けるのには、在勤年期をもつと長くするか、或は之を長くしたる上にも六十歳以上といふやうな老年の條件を要するとするが選むべきである(註一〇)。勿論之によりて財政上の負擔をも輕易とし得る(註一一)。併しさうなると、官吏は早く退官しては恩給が貰へぬので彼等にして從來通りなれば其の官吏としての任に堪へずとして進んで勇退したもの、隨つて國務の爲めには妨害物を取除いたものでも、今度は彼等が勇退しても之に對しては恩給が出されず、其生活の保障が不十分となり、隨つては此あるの故に官吏が在官中に忠實を缺くやうにもなる。又、さういふ譯だからして、官吏自らは無能であり、邪魔だとは知りつつも、出來るだけ前記の要件の備はるまで地位に執着し、官職にかぢりつくことになり、新陳代謝が止まり後進の途を塞ぎ、國務を澁滯せしめることにもなる(註一二)。だからして或相當の長年在勤者は、假令、一定老年の要件を缺くとも恩給を與へるが良からう。卽ち官吏にして例之、六十未滿の年齡にて退官しても、其が既に相當長き例之、二十五年以上も勤めたといふならば、恐らく其退官

は本人に於て段々と身體上に弱點を見出した爲めかも知れぬし、家庭上の都合でもあり得るし、或は官廳の都合といふこともあらう、が何れにしても之に對し恩給不與では、彼等の生活保障不十分で、彼等を忠實ならしめ得ないから、之にも與へて良い。併し又、此の如き者の中には尙ほ營利能力の殘つて居り又は多分に備はるものもあつて、其を利用することが全體上望ましとも見らるるから、之を刺戟する爲めに、此在勤年期だけの條件のものは、年齡と在勤年期との二條件備はる者に比しては若干不利としたが良い。又其が公平でもある。もう此以上、普通の場合に營利し難きほどの老年者とは段階をつけて然るべきである。二條件備はるものを標準として一條件のものに若干(例之、一二割方とか)割引しても良く、一條件のを標準として二條件備はるものに割增をしても良い。又在勤年期のみの條件の者には、年金に代へて一時金として元金を與へても良く、彼等が退官後、營利生活に入るにつきての資本を得るに便でもあらう。其は本人の選擇に任かして可い。或は一定老年者には無條件に與へるとすることも出來るが、一定老年齡のみにてといふのでは、實際としては此に、多分、相當長年の在勤をも伴ふて不都合はなからうが、理論上にはたつた一年在勤したのみにて老年にて退官の故を以て恩給を與ふる不合理となるから採り得ない。或は獨逸のやうに一定在勤年の條件のみの者に勞働不能の證明を要すとすることも出來るが(註一三)、勞働不能の證明といふことは理屈は正しく、かくの如きものにして初めて眞に恩給を與へざるを得ないものだとし得るが、併し實際には其證明が困難で、勞働不能でないものが勞働不能とされて退官し、盛んに勞働に就くといふやうな結果にもなること、我邦の嘗て實驗した

所で是亦た採らぬが良い。

（註九）獨逸で一九二一年に、受恩給官吏で國務以外の職業にて年額一萬馬克以上を擧げる場合には、其超過額（一萬馬克を超ゆる）の半分だけ、恩給を控除し、舊法に依る受恩給者には其追加恩給から控除するといふ案が出たが成立しなかつたといふことだ。[11]

（註一〇）佛國は原則として年齡六十、在勤年三十年を條件とする。英國にては恒久的官吏には六十歳滿了と十年在勤とにて恩給權を生ずる。伊太利は四十年の長き在勤年間たるか、六十五歳以上であれば在勤二十五年にて足るとする[12]（此外別に病氣、其他の勤務不能、官廳組織の改造の際にも與へられる）。

（註一一）ベラフエルデスは、國家財政の過大なる負擔を避ける爲めには、原則として、實際に勞働不能となつた者のみに恩給を與ふることゝしなくてはならぬといふ。[13]

（註一二）ロッシアーは、國家の過大なる節約（恩給をあまりに遲く與へ、あまりに乏しく與へることゝ）は、國務を老弱者と半癈疾者とにて滿たすことになつて、其の最も手近な目的（國務を充實し進展せしめやうといふ）を誤ることゝならうといふ。[14]尤も我邦などにては官吏が變り過ぎ、あまり早く退官する爲めに、老熟したる官吏を失ふて國務澁滯するといふ弊があるかも知れぬ。相當に之をも考慮しなければならぬ。

（註一三）獨逸共和國、普國、及多くの他の獨逸各邦にては、官吏は少くとも十年在勤して後、肉體上の損傷又は肉體又は精神上の力の衰弱の爲めに職務遂行に繼續的に不能となり其爲めに退官するときは、恩給を與へる。退官當時六十五歳に滿ちたるときは、勤務不能の證明を要せぬ[15]（其他の者には之を要する）。

（B）年數――については別に確固たる標準はない。外國の立法例を參照し、我邦の特有事情をも考慮して適宜に定める外ない。

（い）在勤年數――については在來の十五年又は十一年は他國の事例に徵して短きに過ぐるやうだ。一方に十年、十五年の例もあるが、三十年四十年の例もあり、二十五年位が中庸ではない

11) Köppe, Versorgung, S. 668.
12) Allix, l. c. p. 884. Köppe, Versorgung, S. 674, 675.
13) Bela Földes, a. a. O. S. 125.
14) Roscher, a. a. O. S. 173.
15) Köppe, Versorgung, S. 666.

か。假りに二十歳乃至二十五歳にして初めて任官するとして二十五年在勤だと、退官のときに四十五歳乃至五十歳であり、日本人としては、罷めるのに若過ぎもせず、年寄り過ぎもせず、丁度良い加減の處で、其れ位で罷めたらば、役人が老朽者で埋まるといふに至らず、相當に若い人の途も開け、さりとて老練なる役人を缺くといふほどのこともなくして濟まう。今日の十五年在勤では、役人の新陳代謝には良いやうだが、併し老練なる役人を逸するの憾があり、又、早く消極生活に入つたり又は、他の勤めに就いて二重取りをするやうな弊をも生ずる。

(ろ)年齡——については特例を別としては、六十歳が適當であらう。此はまづ多くの國の例である。六十五歳は特に我邦の人にとりては遲きに失し、五十五歳も早きに失する。勿論在勤年數のみにより恩給を受くる人については六十歳未滿でも構はぬ。五十歳以下といふこともあり得る實際の全體上は多くは在勤年數のみで恩給を受くるやうになり、六十歳の條件をも兼ね備ふるのは、むしろ少數なる選まれたる箇性を有つた人か、職務の性質上老練者を要する場合に限られるであらう。

(C)文武官の差等——我邦現在の文武官に在勤年數について差等を附するのには異論があり、一率として可ともいふが、武官の服務規律の文官に比して一層嚴重なること、生命に對する危險性の一層大なることに考へては、若干の等差を認めても良いと思ふ(註一四)。

(註一四) 佛國にても、武官及B種文官には、五年だけ、年齡についても、在勤年數についても短くしてある。[16]

(二)高さ——を何う定めるか。高さについても我邦では武官は優遇されて居るが、其は或度まで許

16) Allix, l. c. p. 885.

さるるとして、文官については在勤十五年の場合の俸給三分一に初まりて四十年以上の二分一に終るのは、財政上には此れでも恩給支出の多過ぎるほどで、もつと縮少したき處であるけれども他方、條件の引上をも伴ふとすれば、此方は一層引上げても、左まで財政負擔を增大することとはなるまじく、特に外國の例から見ると、最低は兎に角、最高はもつと引上げて三分二乃至四分三程度までにしては何うかと思ふ。(註一五)。

(註一五) 諸國の實例[17]

(1) 佛國——

(a) 最低——最後の現官三年間の平均俸給年額の二分一。但し此平均年額が六百四十圓以下なるときは其五分三とす(三百二十圓を超ゆることを得ず)。

(b) 中間——右最低額には次のものを加へる

(イ) 最短法定在勤年數(三十年)を超ゆる勤務一年毎に六十分一を加ふ(但し武官及E種文官には五十分一を加ふ)。

(ロ) 十六歲未滿の小供三人を養ふ凡ての權利者の爲めに、一割の割合にて家族負擔の爲めの恩典を與へ、第二人目以上の各の小供の爲めに更に五分の追加を爲す。退官當時十六歲未滿の小供を有つ受恩給者は尙其上にも、其俸給に應じた家族負擔の爲めの賠償恩典を受く。

(c) 最高——最後の現官三年間の平均俸給年額の四分三(一千四百四十圓を超ゆることを得ず)とす。

(2) 獨逸——

(a) 最低——基準額は、十年又は其よりも短き在勤の場合に、最後の俸給額(本俸及在勤地による加俸)の三五%とす。

(b) 中間——其後の在勤年につき、二十五年在勤に達するまでは、年二%を加へ、其より以後は一%を加ふ。

(c) 最高——八五%とす。

(此外に、國家組織の變革に際し、六十五歲以上の老年官吏に對する恩給優待の爲めの一〇%追加があつたが其は特別事項として、茲に考慮の外に置いて良からう。)

17) Jéze, l. c. p. 149. Allix, l. c. p. 885. Köppe, Versorgung. S. 667, 674, 675.

(3)米國——

在勤年期(年)	文官の退官當時の俸給に對する百分率
一五——一八	三〇
一八——二一	三六
二一——二四	四二
二四——二七	四八
二七——三〇	五四
三〇以上	六〇

(4)英國——

(a)最低——俸給の六十分一に初まり在勤年毎に其れたけづゝ上り、

(b)最高——俸給の六十分四十とす。

(5)伊太利——

(a)最低——在勤年間の一年毎に、現官俸給の高さに應じて、其六十分一乃至四十分一づゝを高めて計算し、

(b)最高——俸給の四分三とす。

(6)獨逸國——

(a)最低——十年以下の在勤(肉體的精神的の勤務不能、病氣等の爲めに生じたる)にて基礎俸給額の四〇%とし、

(b)中間——其よりも長き勤務の場合に、各勤務年毎に二%づゝを加へ、

(c)最高——四十年の在勤後には一〇〇%を與ふる。

尙ほ恩給の高さについて注意したいのは、物價指數による換算の制度を附帶せしめることの望ましい事だ。さうでないと物價の變動により、時に恩給者が非常に困ることが生じ、又時としては他に比して樂過ぎることが生ずる。また今日見るやうに現官者は減俸せられても、恩給者は在來の儘で、均衡の取れぬことにもなる。併し又之を物價指數により換算する制度を取るとなると、

其外に、俸給にも租税にも類似の制度を採らなくてはならぬことを覺悟しなくてはならない。

結　　言

以上要之、今日我邦にても恩給改正の議があつて、色々の案が出て居るやうだが、そして此際其性質を根本的に改めて保險的なる養老終身年金制としては何うかとも、いはれるが、併し官吏の性質に考へて、矢張り從來行はれた俸給の一部として給するものとの性質を維持したきものであり、其條件については在勤年數を一層延長し、且つ在勤年數の條件の外に、一定老年の條件をも兼備した者は之を一層優遇し、文武官の差等には異論がないが、文官の最高支給額は今少しく現在よりも引上ぐるのが至當のやうに思ふ。